岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の就労の促進及び継続の支援を図るため、介護支援専門員等に対し、予算の範囲内において岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　事業所　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業所

イ　法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所

ウ　法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所

エ　法第８条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所

オ　法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

カ　法第８条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所

キ　法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設

ク　法第８条第28項に規定する介護老人保健施設

ケ　法第８条第29項に規定する介護医療院

コ　法第８条の２第16項に規定する介護予防支援を行う事業所

⑵　介護支援専門員　法第７条第５項に規定する介護支援専門員をいう。

⑶　主任介護支援専門員　介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。

⑷　介護支援専門員実務研修　法第69条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。

⑸　更新研修　法第69条の８第２項に規定する更新研修をいう。

⑹　主任介護支援専門員研修　省令第140条の68第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

⑺　主任介護支援専門員更新研修　省令第140条の68第１項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

　（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

　⑴　介護支援専門員就労促進給付金

　　　次のアからオまでに掲げるいずれの要件も満たす介護支援専門員

ア　平成30年４月以降に介護支援専門員の資格を取得していること。

イ　令和３年４月以降、新たに介護支援専門員として、市内にある事業所（国又は地方公共団体が運営する事業所を除く。）に１年以上継続して勤務した実績を有し、給付金の申請時において、介護支援専門員としての勤務開始後３年を超えないものであること。

ウ　過去に当該給付金の給付を受けていないこと。

エ　本市において市税等の滞納がないこと。

オ　岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないものであること。

⑵　介護支援専門員継続支援給付金

　　次のアからオまでに掲げるいずれの要件も満たす介護支援専門員等

ア　給付金の申請をする年度又はその前年度に別表左欄に掲げる研修（以下「研修」という。）を受講していること。

イ　市内にある事業所（国又は地方公共団体が運営する事業所を除く。）に勤務している、又は勤務する予定であること。

ウ　本市において市税等の滞納がないこと。

エ　岩国市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないものであること。

　（給付金の額）

第４条　給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　介護支援専門員就労促進給付金　10万円

⑵　介護支援専門員継続支援給付金　別表に定める額

　（給付金の申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給申請書（様式第１号）

⑵　誓約書（様式第２号）

⑶　岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金就労（予定）証明書（様式第３号）

⑷　介護支援専門員証の写し

⑸　研修を受けた場合にあっては、各研修の修了証明書の写し

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項第６号の書類について、提示による申請を認めることができる。

　（給付金の支給決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の支給の決定及び額の確定をし、岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給決定及び額の確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、給付金の支給が不適当であると認めたときは、岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金不支給決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（請求）

第７条　給付金の請求に使用する書類は、岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金請求書（様式第６号）とする。

　（決定の取消し及び給付金の返還）

第８条　市長は、規則第18条の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、支給の決定を受けた者に対し、岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。ただし、災害、病気等やむを得ない理由により継続した勤務ができなかった等、市長が特に認めたときは、この限りでない。

２　市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 研修の区分 | 給付金の額 |
| 介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ） | １万円 |
| 介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ） |
| 介護支援専門員更新研修（実務経験なし） |
| 介護支援専門員再研修 |
| 主任介護支援専門員研修 | ２万円 |
| 主任介護支援専門員更新研修 |
| 介護支援専門員実務研修 |